

実態調査 概要

(1) 調査目的

府域における子どもの生活実態や学習環境を把握し、支援を必要とする子どもやその家庭に対する対策について検証を行うため、子ども・保護者向け調査を実施。

(2) 調査概要

調査対象	小学5年生・その保護者(4000世帯)／中学2年生・その保護者(4000世帯)	
調査方法	調査票を郵送配布・郵送回答 13市町(*)を除く地域の住民基本台帳より無作為抽出した8000世帯に対して、調査票を郵送し、回答を得た。 *7・8月実施 大阪市、門真市、八尾市、豊中市 9月実施 吹田市、枚方市、交野市、柏原市、富田林市、大阪狭山市、和泉市、泉佐野市、能勢町 *府と13市町を合わせた回収率:小学5年生・中学2年生 回収率 62.5%(50,100人/80,114人) 保護者回収率 62.0%(49,658人/80,114人)	
実施時期	平成28年7月1日～7月19日	
回収率・回収数	小学5年生	34.2%(回収数1,369/4,000人)
	小学5年生の保護者	34.3%(回収数1,373/4,000人)
	中学2年生	30.3%(回収数1,213/4,000人)
	中学2年生の保護者	30.5%(回収数1,218/4,000人)

(3) 当該調査結果における困窮の程度の示し方(※府実施30市町村)

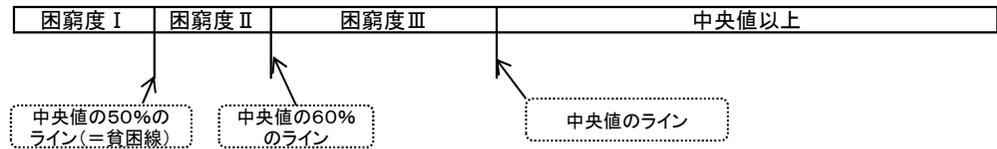
単純集計結果を公表(平成28年10月)後、保護者からの回答の世帯所得から等価可処分所得(世帯人員一人あたりに調整した額)を試算し、困窮の程度を4つの層に分類。

	区分	比率
中央値以上	等価可処分所得中央値(274万円)以上の層	50.1%
困窮度Ⅲ	等価可処分所得中央値未満から60%(164万円)以上の層	30.5%
困窮度Ⅱ	等価可処分所得中央値の50%(137万円)以上60%(164万円)未満の層	7.1%
困窮度Ⅰ	等価可処分所得中央値の50%(137万円)未満の層(=貧困線未満)	12.3%

【参考】困窮度

←(等価可処分所得)低い

高い→



今後の予定

- 平成29年3月末に最終まとめ(府内43市町村)を行う予定。
- 今年度中にとりまとめた結果は、平成29年度以降の取組みの検討に活用する。

中間とりまとめ 概要

調査結果

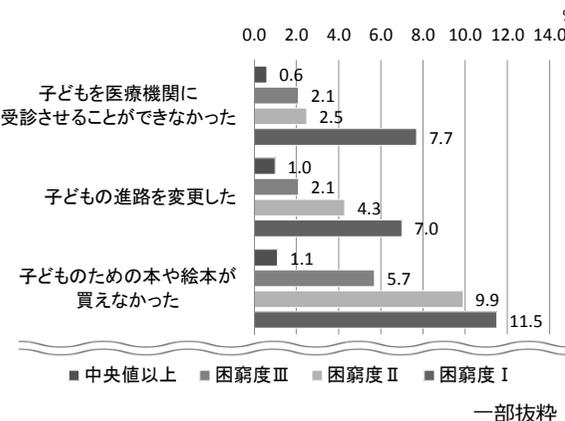
1. 家計・収入に関すること

■ひとり親世帯(母子・父子世帯)の所得状況が厳しい

○世帯収入合計額の分布(2015年の1年間の状況)



■困窮度が高いほど、子どもに関して経済的にできなかったことが多い



現行施策及び課題、取組みの方向性

■現行施策

ひとり親世帯、生活困窮者を対象に様々な手当・給付金・貸付金制度などにより支援
 児童手当、児童扶養手当、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金、生活困窮者自立支援制度、福祉医療費助成・新子育て支援交付金 など

■課題

・ひとり親世帯が経済的に厳しい状況にあることや困窮世帯が本来受けられる支援(医療費助成等)を受けていないことが考えられる。

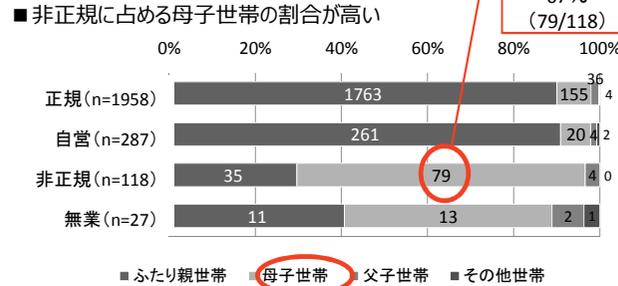
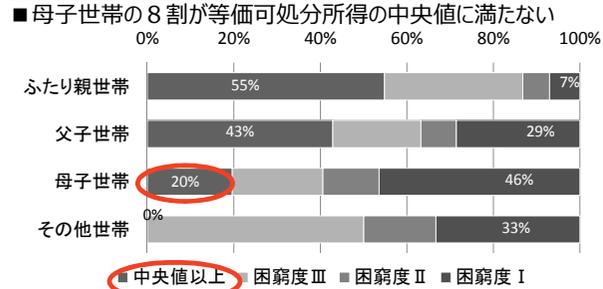
■取組みの方向性

- * 困窮世帯に対する経済的支援策などの周知
- * 支援を要する人を早期に把握するため、公的機関や学校のほか地域における見守り等により支援につなぐ仕組みを構築
 【⇒伴走型支援の手法検討】
- * 経済的に厳しい状況に対応するため、関係機関が相互連携しながら重層的に構成されている既存事業のセーフティネットを効果的に活用して支援【⇒セーフティネットでしっかりと支援】

調査結果

現行施策及び課題、取組みの方向性

2.親の就業に関すること



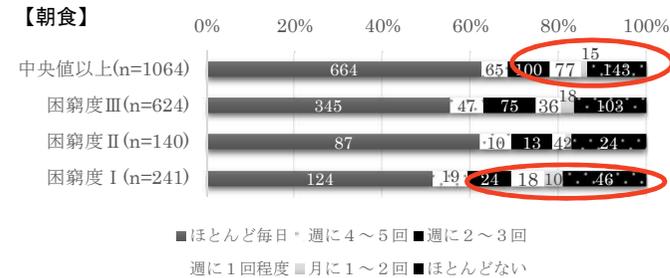
■ 現行施策
 ・就業支援について、職業紹介をはじめ、就業相談や給付金・貸付金制度など、様々な取組みにより支援を実施
 OSAKAしごとフィールド、高等職業技術専門学校民間委託訓練、母子家庭等就業・自立支援センター など

■ 課題
 ・特に母子世帯では経済的に厳しい状況
 ・非正規に占める母子世帯の割合が67%となっている。

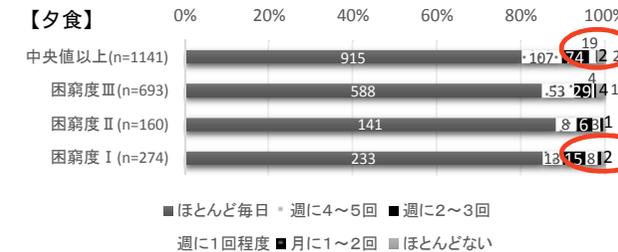
■ 取組みの方向性
 ＊経済的な自立につながるよう、資格の取得などを支援
 ＊多様な就職情報を提供する機会を創出
 ＊支援制度の周知

3.食事に関すること

■ おうちの大人のひとと一緒に朝食を週に2～3回以下しか食べていない割合が全体的に3～4割



■ おうちの大人のひとと一緒に夕食を週に2～3回以下しか食べていない割合が全体的に約1割



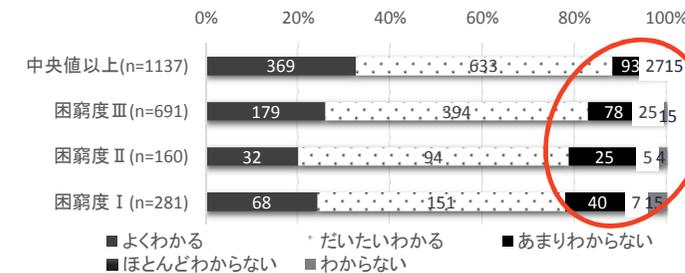
■ 現行施策
 ・第2次大阪府食育推進計画においては乳幼児期から高齢期までを通じた食育推進の取組みを位置づけ、生活習慣病予防をはじめ、健康づくりに向けた取組みを推進しており、特に子どもから若年期に重点をおいた取組方針の一つに共食を位置づけ、子どもへの食育を推進していく大切な時間や場であると考え、家族との共食を可能な限り推進。

■ 課題
 ・夕食について、週に2～3回以下しか大人と一緒に食べていない子どもが中央値以上で約1割
 ・朝食を週に2～3回以下しか大人と一緒に食べていない子どもは中央値以上で約3割で、夕食に比べて割合が高い

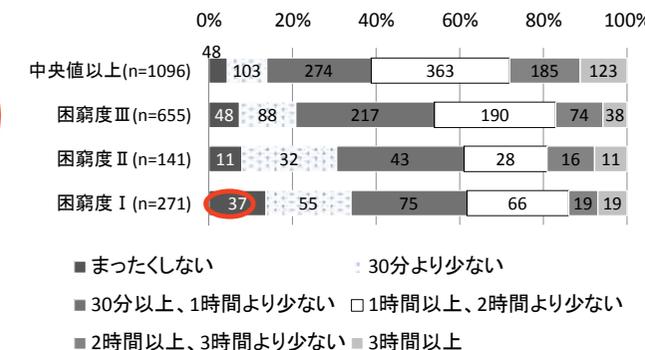
■ 取組みの方向性
 ＊健全な食生活を確立するためには、個人や家庭で実践することが大切であるが、それだけで実現するのは難しい状況を踏まえ、地域や関係団体の連携・協働を図りつつ、コミュニケーションや豊かな食体験にもつながる共食の機会の提供等を行う食育を推進。

4.子どもの教育に関すること

■ 困窮世帯ほど学習理解度について「よくわかる」「だいたいわかる」の割合が少ない



■ 困窮世帯ほど授業時間以外の勉強時間について「まったくしない」の割合が多い



■ 現行施策
 ・学校教育における学力保障
 ・進学や就学継続への経済的支援
 スクール・エンパワメント推進事業、SSW配置事業、SC配置事業、中退防止対策の推進、私立高等学校等授業料支援補助事業など

■ 課題
 ・経済的に困窮している世帯ほど子どもの教育にかかる環境が整っていない。

■ 取組みの方向性
 ＊進学選択が可能となるように、奨学金制度等の周知・利用促進を引続き行うとともに、就学が継続できるよう経済的支援を行う。
 ＊中退防止対策として、作成した事例集の活用を図るとともに、効果的な取組みについてフォーラムを通じて府立高校に全体化する等、中退防止の取組みを進める。
 ＊放課後における学習支援の機会の提供の充実を図る。
 ⇒H29年度

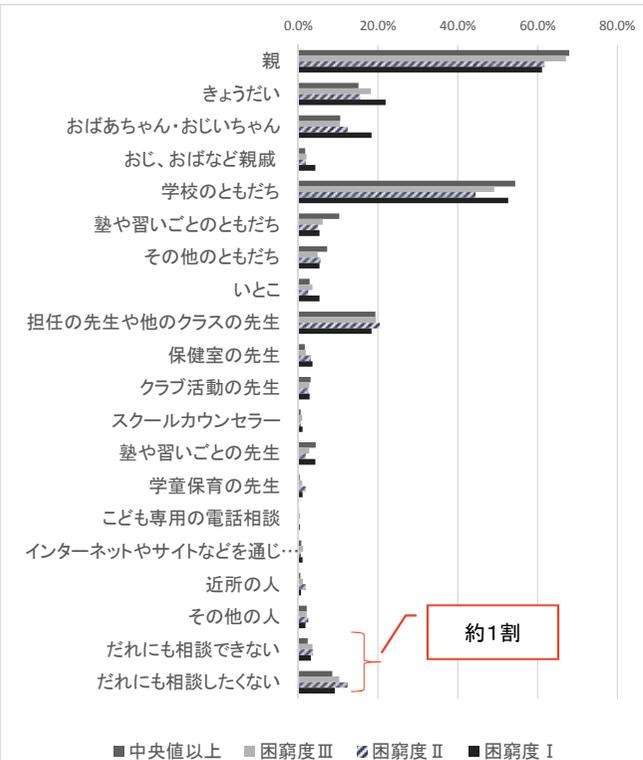
【拡充】学習支援事業 ※新子育て支援交付金（優先配分枠）
 （居場所機能を持った学習支援のほか、塾代助成など対象の子どもの実情に合わせた取組みにも対象を拡大）
 【新規】私立中学校等修学支援実証事業（教育庁）
 【拡充】小中学校生徒指導体制推進事業（教育庁）

5.子どものつながりに関すること

■放課後ひとりである子どもについては、困窮度との関連性が見られない



■だれにも相談できない (したくない) は、困窮度との関連性が見られない



■ 現行施策
 ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進め、これらの取組みを通じて、すべての就学児童がいきいきと活動できるよう多様な居場所を確保している。
 ・また、中退や不登校の防止のため、高校内に生徒が安心できる居場所を開設
 ・さらに支援を要する子どものための学習支援等の実施
 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)、教育コミュニティづくり推進事業、高校内におけるプラットフォームの構築、ひとり親家庭等生活上向上事業、新子育て支援交付金(子どもの貧困対策事業、居場所づくり事業)、学習支援事業(生活困窮者自立支援制度)など

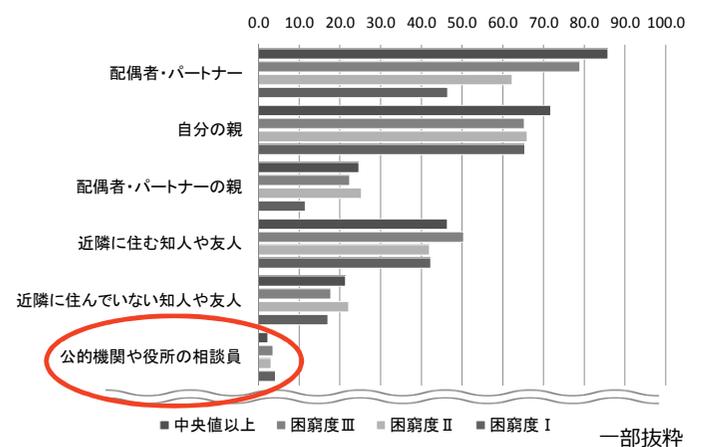
■ 課題
 ・放課後ひとりである子どもが全体として約2割
 ・誰にも相談できない(したくない)子どもが全体として約1割

■ 取組みの方向性
 * 学校や地域で支援を要する子どもを発見し、支援につなぎ、見守る体制を強化し、セーフティネットでしっかりと支える仕組みの構築が必要。【⇒学校という場を介したプラットフォームの構築】
 * 中退防止や不登校生徒支援として、生徒の課題の早期発見に向けた取組みを進めていく。【⇒高校内におけるプラットフォームの充実】
 * 孤食等に対する取組みとして地域での「子ども食堂」など子どもが安心できる居場所づくりに向け取り組む。
 【⇒身近な市町村での取組みが進むよう支援の検討】

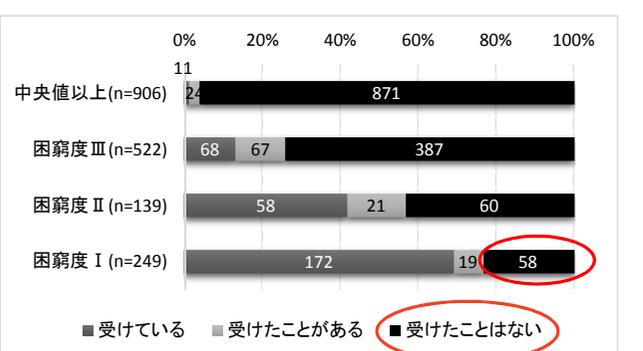
⇒H29年度
【新規】子どもの未来応援ネットワークモデル事業
 (子ども及び保護者のトータルサポート支援)
【拡充】子どもの居場所づくり
 ※新子育て支援交付金(優先配分枠)
 (家庭などに居場所がない子どもに対して、地域において気軽に立ち寄り、食事の提供などを行う居場所の整備を行う市町村に対して支援)
【拡充】ひとり親家庭等自立支援事業
 (ひとり親家庭の父母等が一時的に日常生活を営むにあたり支障が生じている際に、家庭生活支援員を派遣するとともに、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援の取組みなどを支援)
【新規】課題早期発見フォローアップ事業(教育庁)

6.親への相談支援に関すること

■保護者の相談相手については、公的機関への相談割合が低い



■困窮世帯でも就学援助を受けたことがない世帯がある



■ 現行施策
 ・妊娠前から子育て期までの様々な場合における相談支援
 母子保健事業、子ども・子育て支援事業(地域子育て支援拠点事業、乳児家庭全戸訪問事業など)、児童養護施設等の入所児童への支援など

■ 課題
 ・公的機関への相談割合が低い。
 ・困窮世帯でも就学援助を受けたことがない世帯がある。

■ 取組みの方向性
 * 各支援制度の周知徹底
 * 支援を要する人を把握するため、公的機関の連携のほか、地域における見守り等により支援につなぎ仕組みを構築
 ⇒H29年度
【新規】子どもの未来応援ネットワークモデル事業
 (子ども及び保護者のトータルサポート支援)
【拡充】ひとり親家庭等自立支援事業
 (ひとり親家庭の父母等が一時的に日常生活を営むにあたり支障が生じている際に、家庭生活支援員を派遣するとともに、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援の取組みなどを支援)
【拡充】施設退所児童の自立支援事業
 (児童福祉施設等をこれから退所する又はすでに退所した児童に対し、自立支援対策を実施)